

# 個人情報一部不開示決定の取消訴訟に係る主観的出訴期間

(最判平成28・3・10判時2306号44頁)



東京大学大学院法学政治学研究科 教授 宇賀 克也

## 1 はじめに

今回は、個人情報保護条例に基づく開示請求に対する一部不開示決定の取消訴訟に係る主観的出訴期間について注目される判示をした最判平成28・3・10判時2306号44頁（以下「本判決」という<sup>\*</sup>）について解説することとする。

## 2 事案の概要

Xは、平成23年12月20日、弁護士Aを代理人として、京都府個人情報保護条例に基づき、京都府警察本部長Bに対して、Xの子が建物から転落して死亡した件に係る自己情報の開示請求を行った。Bは、平成24年3月8日、Xの子の情報は、Xの「自己の個人情報」に該当しないとして、X自身の情報であるとBが考えた部分の一部開示決定を行った。他方において、Bは、同年10月3日、本件各文書のうち不開示部分に当たるものを黒塗りした文書（以下「本件任意提供文書」という）をAに任意提供した。その後、別件訴訟で死者の個人情報が相続人自身の個人情報となりうる旨の判示がされたことを受けて、Bは、改めて、本件開示請求に対する一部開示決定（以下「本件処分」という）を同月12日に行い、京都府警察本部の担当者は、同日、Aに電話し、本件処分に基づき交付される文書（以下「本件文書」という）は、本件任意提供文書と同一内容である旨を伝えた。本件処分の通知書（以下「本件通知書」という）は、同月15

日にAに到達した。本件通知書には、不開示とされた部分を特定してその理由が示されていたが、本件開示文書は添付されていなかった。実際に本件開示文書がAに到達したのは、同月22日であった。Xは、平成25年4月19日、Aらを代理人として、本件処分のうち不開示部分に係る決定の取消訴訟を提起した。

取消訴訟は、処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができないが、正当な理由があるときは、この限りではない。Xが取消訴訟を提起した日は、本件通知書をXが知ったと認定される日から6月を経過していたが、本件文書がXに到達したと認定される日からは6月を経過していなかったため、主観的出訴期間の経過の有無、経過している場合の正当な理由の有無が争点になった。

## 3 一審判決

京都地判平成26・7・15判例集不登載（以下「一審判決」という）は、本件通知書がAに到達した日にXは本件処分があったことを知ったので、取消訴訟の主観的出訴期間を経過しており、そのことについて正当な理由もないとして請求を却下した。

## 4 原判決

控訴審の大阪高判平成27・1・29判例集不登載（以下「原判決」という）は、本件通知書のみでは不開示とされた情報の内容は不明であり、その内容を了知するには本件文書の到達

を待つ必要があったので、本件通知書および本件文書が一体となって本件処分の通知内容を構成していると解すべきであるから、Xが本件処分の存在を現実に行った日は、平成24年10月22日であり、Xは主観的出訴期間内に出訴したと判示して、一審判決を取り消した。

## 5 本判決

本判決は、本件文書の送付は、本件処分の事後手続であり、本件通知書が開示請求者に到達した時点で本件処分が発効すると解し、Aに本件通知書が到達した平成24年10月15日にXが本件処分を知ったことになるから、本件取消訴訟は主観的出訴期間を経過していると判示した。そして、本件通知書において出訴期間の教示がなされていることが明らかであり、また、本件通知書の記載は不開示部分を特定して不開示の理由を付したものであって、本件文書がAの下に到達したのは、本件通知書がAの下に到達した1週間後である上、Aが本件開示請求から本件訴訟に至るまで一貫してXを代理して行動している等の事情によれば、本件取消訴訟が主観的出訴期間を経過した後に提起されたことにつき「正当な理由」があるということではできないと判示した。

## 6 解説

最判昭和27・11・20民集6巻10号1038頁は、処分のあったことを知った日とは、当事者が処分の存在を現実に行った日を指すものであって、抽象的な知り得べかりし日を意味するものではないと判示した。

情報公開条例や個人情報保護条例に基づく開示請求に対する全部または一部開示決定の事案においては、開示決定が先行し、その後、開示の実施として、閲覧または写しの交付が行われる。一部不開示とされた部分があれば、実施機関は、その部分を特定し、理由を提示する必要はあるが、開示請求者は、開示の実施として閲覧または写しの交付が行われてはじめて開示部分の内容を具体的に知ることができるし、不開示部分の場所や分量も、開示の実施段階で認識可能になる。このような特

殊性があるため、処分の存在を現実に行った日は、開示等決定の通知書が開示請求者に到達し、当該通知書の内容を現実に行った日と解すべきか、それとも、開示請求者が開示文書を閲覧し、またはその写しの交付が行われ、その存在を現実に行った日と解すべきかが論点になる。一審判決は前者、原判決は後者の解釈を採用したが、本判決が前者の立場をとったことにより、この問題に関する判例法が固まったといえよう。また、本件においては、本件任意提供文書が本件処分前にAに交付されており、本件文書が本件任意提供文書と同一内容であることが本件処分時にAに伝えられていたから、Xは本件文書が郵送される前に、本件文書の内容を具体的に知ることができたのであり、主観的出訴期間経過につき正当な理由があるとはいえないと考えられる。もっとも、一般論としては、開示の実施が大幅に遅れたような場合には、主観的出訴期間経過の「正当な理由」が認められることはありえよう。

\*1 本判決について、桑原勇進・法セ737号119頁、北島周作・法教430号132頁、巽智彦・法教431号39頁、板垣勝彦・季報情報公開・個人情報保護62号23頁参照。

### 著者略歴

宇賀 克也（うが・かつや）

東京大学法学部卒。現在、同大学大学院法学政治学研究科教授。

単独著として、『行政法概説Ⅰ（第5版）』、『行政法概説Ⅱ（第5版）』、『行政法概説Ⅲ（第4版）』、『地方自治法概説（第7版）』、『行政法』、『新・情報公開法の逐条解説（第7版）』、『情報公開の理論と実務』、『情報公開法』、『情報公開法・情報公開条例』、『ケースブック情報公開法』、『情報公開法の理論（新版）』、『情報公開・個人情報保護』、『情報公開と公文書管理』、『個人情報保護法の逐条解説（第5版）』、『個人情報保護の理論と実務』、『解説 個人情報の保護に関する法律』、『番号法の逐条解説（第2版）』、『逐条解説 公文書等の管理に関する法律（第3版）』、『Q & A 新しい行政不服審査法の解説』、『行政不服審査法の逐条解説（第2版）』、『解説 行政不服審査法関連三法』、『改正行政事件訴訟法（補訂版）』、『行政手続三法の解説（第2次改訂版）』、『行政手続・情報公開』、『行政手続と行政情報化』、『行政手続オンライン化三法』、『自治体行政手続の改革』、『行政手続法の理論』、『国家補償法』、『国家責任法の分析』、『政策評価の法制度』、『アメリカ行政法（第2版）』等がある。